

中医協 総 - 4 - 1  
3 0 . 7 . 1 8

中医協 診 - 1 - 1  
3 0 . 7 . 1 8

診調組 入 - 1 - 1  
3 0 . 7 . 1 2

## 診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会の設置について

### 1. 目的

「平成 30 年度診療報酬改定における中医協答申書（平成 30 年 2 月 7 日）附帯意見」において、入院医療については「入院医療機能のより適切な評価指標や測定方法等、医療機能の分化・強化、連携の推進に資する評価の在り方について引き続き検討すること」、「より適切な評価に資するデータ提出項目の追加やデータ提出を要件化する対象病棟の拡大等について引き続き検討すること」とされ、DPC 制度については「DPC 制度以外の入院医療とともに、DPC 制度の適切かつ安定的な運用について、引き続き検討すること」等とされていること、及び、平成 30 年 5 月 23 日中医協総会で了承された分科会の再編・統合の方向性に基づき、DPC/PDPS を含む入院医療等の診療報酬上の評価検討にあたっての技術的課題に関し、専門的な調査及び検討を行う分科会を設置する。

### 2. 検討事項

- (1) DPC/PDPS の導入の評価及び影響の検証を含む入院医療の診療報酬に関する技術的な検討
- (2) DPC（診断群分類）、医療機関別係数等に関する調査研究・結果分析等を踏まえた技術的な検討
- (3) データ提出加算の提出データ、医療ニーズやアウトカム等の指標等に関する調査研究・結果分析等を踏まえた技術的な検討
- (4) その他、入院医療の診療報酬に関する技術的な検討に際して必要な事項等

### 3. 委員構成

別添 1 の委員名簿のとおり。

### 4. 運営

- (1) 別添 2 の診療報酬調査専門組織運営要綱のとおり。
- (2) なお、技術的な検討に必要な調査研究に関わる事項の作業については、分科会を構成する委員のうち、分科会長が指名する委員がその作業を行う。

(別添1)

診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会  
委員名簿

氏名	所属
いけだ しゅんや 池田 俊也	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学 教授
いけばた ゆきひこ 池端 幸彦	医療法人池慶会 理事長
いしかわ ひろみ 石川 広己	日本医師会 常任理事
いはら ひろのぶ 井原 裕宣	社会保険診療報酬支払基金医科専門役
おがた ひろや 尾形 裕也	九州大学 名誉教授
おく ひろみ 奥 裕美	聖路加国際大学 看護学研究科 准教授
かわかみ じゅんいち 川上 純一	浜松医科大学医学部附属病院 教授・薬剤部長
かんの まさひろ 神野 正博	社会医療法人財団董仙会 理事長
すがはら たくま 菅原 琢磨	法政大学経済学部 教授
たけい じゅんこ 武井 純子	社会医療法人財団慈泉会 相澤東病院 看護部長
たみや ななこ 田宮 菜奈子	筑波大学 医学医療系 教授
はやしだ けんし 林田 賢史	産業医科大学病院 医療情報部 部長
まきの けんいち 牧野 憲一	旭川赤十字病院 院長
まつもと よしゆき 松本 義幸	健康保険組合連合会 参与
むとう まさき 武藤 正樹	国際医療福祉大学大学院 教授
やまもと しゅういち 山本 修一	国立大学法人千葉大学医学部附属病院長

## 診療報酬調査専門組織運営要綱

### (所掌事務)

第1条 診療報酬調査専門組織は、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、次の各号に掲げる事項等について、専門的な調査及び検討を行う。

- 1 DPC導入の評価及び影響の検証等を含む入院医療等の評価
- 2 入院医療等の評価
- 2-3 医療機関のコスト
- 3-4 医療技術の評価
- 4-5 医療機関等の消費税負担
- 5-6 その他の技術的課題

### (組織)

第2条 診療報酬調査専門組織は、常時、診療報酬調査専門組織に参加し診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し意見を述べる委員（以下「本委員」という。）10名以内及び本委員に対し、必要に応じ個々の技術的課題について参考となる意見を述べる委員（以下「専門委員」という。）90名以内により構成する。

- 2 本委員及び専門委員にはそれぞれ保険医療専門審査員をもって充てる。

### (分科会の設置等)

第3条 診療報酬調査専門組織には、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、専門的な調査又は検討を行うため、第1条に定める事項について分科会を設置する。

- 2 分科会長は、その分科会を構成する本委員の中から互選により選出する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を総理し、分科会を代表する。
- 4 分科会長に事故があるときは、その分科会を構成する委員のうち分科会長が指名する委員がその職務を代行する。

### (定足数)

第4条 分科会は、本委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、意見の確認を行うことができない。ただし、第6条に規定する意見書の提出があった委員は出席したものとみなす。

### (専門委員の会議への参加)

第5条 専門委員は診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、分科会長又は本委員が必要と認めた場合に限り、会議に参加し、意見を述べることができる。

(欠席委員の意見提出)

第6条 本委員又は専門委員は、やむを得ない理由により出席できない場合は、当該議題について予め意見書を提出することができる。

(開催)

第7条 分科会は、必要に応じて開催するものとする。

(審議の公開)

第8条 分科会の審議は公開とする。ただし、分科会長が必要と認めるときは、審議を非公開とすることができます。

(庶務)

第9条 診療報酬調査専門組織の庶務は保険局医療課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、分科会の議事運営に必要な事項は分科会長が各分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成15年7月1日から施行する。

附 則（所掌事務の追加及び委員の増員の一部施行）

この要綱は平成18年7月1日から施行する。

附 則（組織の改編）

この要綱は平成23年10月1日から施行する。

附 則（所掌事務の追加）

この要綱は平成24年6月1日から施行する。

附 則（所掌事務の追加及び委員の増員の一部施行）

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

附 則（所掌事務の変更）

この要綱は平成30年5月23日から施行する。